

鹿屋市法規審議会規程の一部を改正する訓令

鹿屋市法規審議会規程（平成18年鹿屋市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「法制管理係長」を「法制文書係長」に改める。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。